

質問書に対する回答（駅前憩いの広場実施設計業務委託）

	質問項目	質問内容	回答
1	企画提案書類の表現方法について	企画提案書類の作成において、提案者の社名や社名を連想させるロゴマーク等の使用は避ける必要があるでしょうか。	本プロポーザルにおいて、企画提案書類への提案者名、企業ロゴその他提案者を特定できる記載を行うことは差し支えありません。
2	企画提案書類の表現方法について	企画提案書類の作成において、ページ数の制限である 6 頁とは別に、表紙は必要でしょうか。また、表紙において正本・副本ともに提案者の社名や社名を連想させるロゴマーク等の使用は避ける必要があるでしょうか。	表紙の必要性有無は提案者の判断によります。なお、表紙はページ数の制限である「6 頁」にはカウントされません。また、本プロポーザルにおいて、企画提案書類への提案者名、企業ロゴその他提案者を特定できる記載を行うことは差し支えありません。
3	企画提案書類の様式について	「（3）企画提案書類の留意事項」において「A4判カラー両面印刷を基本とし、図面等で必要であればA3判も可」とあり、「ページ数の制限は 6 頁まで」とありますが、A3判を使用する場合、A3片面1枚をA4換算2ページとして扱うのか、または1ページとして扱うのかご教示ください。	A3判を使用する場合は、A4換算2ページとして扱います。
4	企画提案書類のページ数カウントの定義について	募集要領 3 ページ「（3）企画提案書類の留意事項」において、ページ数の制限は 6 頁までとされていますが、以下の点について定義を明確にさせてください。 ①ページ数と枚数の関係について「A4判カラー両面印刷を基本とし・・・6 頁まで」とありますが、これは「物理的な用紙 3 枚（両面で計 6 面）」という理解でよろしいでしょうか。それとも、片面を 1 枚と数えた「用紙 6 枚（片面のみ印刷、または両面印刷で 1 2 面分）」まで可能ということでしょうか。 ②A3判使用時のカウント方法について「図面等で必要であればA3判も可」とありますが、A3判の用紙を 1 枚使用した場合、ページ数としては「1 頁」とカウントされますか、それともA4判 2 枚分相当の「2 頁」としてカウントされますか。 ③制限対象に含まれる範囲についてこの「6 頁」の制限の中に、表紙、目次、中扉（仕切り紙）などは含まれますか。あわせて、これらが制限に含まれる場合、それらには「11pt以上」の文字サイズ制限は適用されますか。 ④ページ制限の 6 頁について、表紙、目次、およびA3判で作成する図面やパースはこの枚数に含まれますか。また、ページ構成の指定はありますか。	①②A4片面を1頁、A4両面及びA3片面を2頁、A3両面を4頁として扱います。 ③「6 頁」の制限の中に、表紙、目次、中扉（仕切り紙）などは含まれません。 ④表紙、目次は「6 頁」の制限の扱いをしません。A3判で作成する図面やパースは提案内容に該当しますので「6 頁」の制限の扱いをします。同様の趣旨で、表紙や目次に提案内容が含まれるような表現であった場合は、「6 頁」の制限の扱いをする可能性がございますのでご留意ください。また、ページ構成の指定はありません。
5	見積書の様式について	「（2）企画提案書書類の提出」において「体裁は別紙業務委託設計書の例による」とありますが、別紙の内訳が記載されていれば任意様式で提出してもよいでしょうか。	よいです。

質問書に対する回答（駅前憩いの広場実施設計業務委託）

	質問項目	質問内容	回答
6	参加資格について	共同事業体を結成する場合、構成員すべてが古賀市の競争入札参加資格名簿に登録されている必要がありますか。	各社において参加資格要件を満たす必要があります。なお、募集要領P 2 記載の業務実績調書（様式第 4 号）については、代表企業における実績のみを対象とします。また、役割分担などがわかる組織体制についてわかるものを提出願います。 本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とします。
7	ヒアリング審査の出席者について	ヒアリング審査に出席できる人数に上限はありますか？	上限を5名までとします。
8	参考図および基本計画の変更可能範囲について	募集要領および参考図に示された基本計画について、提案にあたりどの程度まで変更・見直しが可能かをご教示ください。 募集要領および参考図 2（概略イメージ図・計画平面図）において、既存屋根の再塗装や特定の配置案が示されていますが、これらは設計を進める上で遵守すべき必須条件でしょうか。それとも提案の方向性を示す参考案として理解してよろしいでしょうか。 本業務の目的である「賑わいや憩いを創出する最適な仕様の検討および選定」ならびに審査基準にある「独創性（新規性、独創性の高い提案）」を踏まえ、以下のような提案が可能かご教示ください。①既存屋根について、単なる再塗装に留まらず、形状の変更や架け替え等を含む抜本的な改修・更新の提案。②商工会館との一体性をより強固にするための、歩行者動線やゾーニング、空間構成の根本的な見直しを判う提案。	参考図でお示ししたものは、現時点における検討案であり、提案内容を拘束するものではありません。よって、①、②のいずれも提案可能です。ただし、提案にあたっては、JR古賀駅西口周辺整備基本方針との整合を図るものとしてください。
9	入札参加資格の扱いについて	募集要領「2. 参加資格（1）」において、「本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とする」とありますが、この「受理」の状態について、具体的な期限および条件を教えてください。 ①現時点で入札参加資格の申請を行った場合でも、本公募に参加することは可能でしょうか。 ②募集要領中の「本公募を開始した日の前日」とは、令和8年6月15日を指すという認識でよろしいでしょうか。あるいは、契約締結時点等の別の時点を指しているのでしょうか。 ③登録申請の「受理」は、原則通り「本公募を開始した日の前日（令和8年6月15日）」時点でなされている必要がありますか。あるいは、公募開始後に申請を行い、参加表明書の提出期限（令和8年6月30日午後4時）までに受理されていれば、参加資格を有すると認められますか。 ④「申請が受理された」とは、具体的にどの状態（例：申請書の消印有効、市役所窓口での受付完了、受領印の受領、または特定の受理通知の受領など）を指しますか。参加表明時に、申請中であることを証明する書類（受領印のある申請書写し等）を添付することで代えられますか。	①以下のスケジュールで申請書類を提出した場合、本公募に参加することが可能です。 郵送：令和 8 年 6 月 3 0 日までに必着 持参：令和 8 年 6 月 3 0 日 1 6 時までに提出 ②令和8年6月15日を指します。 ③令和8年6月15日時点で入札参加資格の登録がなされていない場合、①の回答内容のスケジュールで申請することで受理したものと取扱い、参加資格を有すると認められます。 ④①の回答内容のスケジュールで申請し、市に到達した時点で「受理」したものと取り扱います。

質問書に対する回答（駅前憩いの広場実施設計業務委託）

	質問項目	質問内容	回答
10	管理技術者の資格要件について	①「一級建築士」は「同等以上の資格を有する者」に該当するという理解でよろしいでしょうか。 ②募集要領「2. 参加資格（1）」において「建築士事務所」の登録者が参加可能とされていますが、そのほかの配置技術者についても一級建築士を配置することで受任可能か、明確な回答をお願いします。 ③もし一級建築士が「同等以上の資格」に含まれない場合、具体的にどのような資格（例：RCCM、登録ランドスケープアーキテクト（RLA）等）を指すのかご教示いただきたいです。	①該当します。 ②照査技術者は管理技術者と同様の条件であり受任可能です。測量主任技術者は特記仕様書に記載のとおり条件を満たすものが対象となるため、一級建築士を配置することで受任可能とはなりません。 ③「同等以上の資格を有する者」に該当するか否かについては、当該資格の内容を踏まえ個別に判断します。
11	商工会館改修について	隣接する商工会館の改修について、既に設計者が選定されている、あるいは先行して設計が進んでいる事実がありますか。本業務の受託者が、商工会館側の設計者と意匠や仕上げの整合性を図るための直接的な協議を行う場合は設けられますか。	商工会館につきましては、現在、設計者の公募選考手続き中になります。商工会含む関係者協議支援で想定する内容は特記仕様書記載のとおりです。